

出展のご案内

木の国 日本

木と共に 笑顔の未来へ

日本木工機械展

Mokkiten Japan 2021

ポートメッセなごや

同時開催

ウッドワンダーランド 2021

2021年
10月7日(木) ▶ 10日(日)
9:00-17:00 (最終日は15:00迄)



一般社団法人
日本木工機械工業会
JAPAN WOODWORKING MACHINERY ASSOCIATION



日本木工機械展／Mokkiten Japan は、
1952年から開催し、毎回約2万名の来場を得る
国内最大の木材加工産業の展示会です。



これまでの実績

展 名	回数	会場 (ポートメッセなごや)	出展者数	出展小間数	入場登録者数
日本木工機械展/ウッド エコテック 2019	第44回	2・3号館、屋外	172	1,043	24,527
日本木工機械展/ウッド エコテック 2017	第43回	3号館、屋外	140	876	20,176
日本木工機械展/ウッド エコテック 2015	第42回	3号館、屋外	147	837	17,032
日本木工機械展/ウッド エコテック 2013	第41回	3号館、屋外	166	761	15,325
名古屋国際木工機械展/ウッド エコテック 2011	第40回	3号館 3/3、屋外	130	543	12,293
名古屋国際木工機械展/ウッド エコテック 2009	第39回	3号館、屋外	127	532	11,025
名古屋国際木工機械展/ウッド エコテック 2007	第38回	2・3号館、屋外	204	1,075	23,402

ご出展のお願い

日本木工機械展／Mokkiten Japan 2021

実行委員長 松井 忠彦



一般社団法人日本木工機械工業会は、『日本木工機械展／Mokkiten Japan 2021』を2021年10月7日(木)から10日(日)まで、ポートメッセなごやにて開催いたします。

本展は、昭和27年より国内最大の展示会として44回の開催実績がありますが、今回より「日本木工機械展／Mokkiten Japan」に改称し、新たなスタートを切ることといたしました。

テーマは、『木の国 日本、木と共に笑顔の未来へ』です。木材産業の将来に向け、DXを活用したあらゆる技術とソリューションが一堂に会する一大イベントといたします。

本展は、木工機械メーカー団体が主催する国内最大の木材加工産業の展示会です。国内メーカー・販売商社はもとより、数多くの海外メーカーが集結し、製材・合板・集成材・木工・プレカット・窯業系サイディング・樹脂等の新開発の加工技術と共に、刃物・塗料・接着剤・乾燥集塵・建築・家具金物・DIY・関連装置の最先端の情報が数多くの来場者へ提供されます。

また、林業機械および木質バイオマスの利活用は、輸入材に対する国産材の割合が増加しつつあるなか、『木材を丸ごと活用する』という観点から、SDGs(持続可能な開発目標)に大きく貢献します。

併せて、大学・研究機関による展示、更にはシンポジウムやセミナーを併催し、総合的な木材産業技術展として運営にあたります。

また、今回もウッドワーランド2021を同時開催いたします。一般のお客様に木と触れ合う機会をご提供し、国産材の利用促進と木材産業の振興に努めてまいります。今回展に限り、ウッドワーランドを開催する2号館は、安全を鑑み実演不可の前提で大変お値打ちな価格設定とさせていただきます。

世界的な新型コロナウィルス感染症の感染拡大によって、経済活動に悪影響が出ております。このような中、展示会の開催をご心配されている方も多数おられると思います。

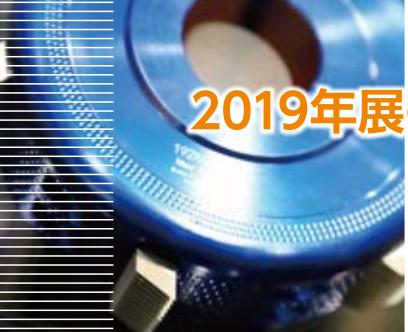
しかしながら、本工業会では、様々な感染防止対策を講じながら、皆さまが安心してご参加いただけるように、全力で取り組んでまいります。

関係各位におかれましては、事情をご賢察いただき日本の森林資源の現状を踏まえた新しい資源供給を可能にする技術並びにソリューションをご出展賜りますようご案内申し上げます。

実行委員会

実行委員長	松井 忠彦	アミテック株式会社	代表取締役社長
副実行委員長	田中秀幸	オーエイ・イノベーション株式会社	代表取締役
	長谷川 英生	株式会社 名南製作所	代表取締役社長
実行委員	菊川 厚	キクカワエンタープライズ株式会社	代表取締役社長
	棕木 逸生	山本ビニター株式会社	代表取締役副社長
	望月 清史	株式会社 丸仲鐵工所	代表取締役社長
	井上嗣夫	井上電設株式会社	代表取締役社長
	西藤 晋吉	天龍製鋸株式会社	相談役
	齋藤 武	株式会社 太平製作所	代表取締役社長
	廣田 哲夫	株式会社 ヒロタ	代表取締役社長
	松村修治	株式会社 平安コーポレーション	取締役
	橋本順一朗	橋本電機工業株式会社	代表取締役社長
	宮川嘉朗	宮川工機株式会社	代表取締役会長
	渡邊将人	兼房株式会社	代表取締役社長執行役員
	天野大樹	一般社団法人 日本木工機械工業会	事務局長
	畠山 孝	一般社団法人 日本木工機械工業会	東京事務所長

2019年展の様子



開催概要

■名称

日本木工機械展／Mokkiten Japan 2021

■目的

内外の優秀な木材加工機械・林業機械および木質系再利用機器ならびに関連製品等を一堂に展示・紹介し、木材加工産業並びに環境産業における生産設備の合理化および商取引の促進と貿易の振興に貢献し、これらの産業の発展に寄与することを目的とする。

■主催

一般社団法人 日本木工機械工業会

■後援 (申請予定)

中央官庁／愛知県／名古屋市／名古屋商工会議所／(公財)名古屋産業振興公社／
国産材製材協会／(一社)全国LVL協会／全国機械用刃物研磨工業(協組)／(一社)全国建具組合連合会／
(一社)全国木材組合連合会／(一社)全国木造住宅機械プレカット協会／全日本木工機械商業組合／
中日本木工機械商工(協組)／(一社)日本家具産業振興会／日本機械鋸・刃物工業会／日本合板工業組合連合会／
(一社)日本CLT協会／日本集成材工業(協組)／日本ペレットストーブ工業会／(公社)日本木材加工技術協会／
(一社)日本木材学会／日本木材乾燥施設協会／日本木材青壯年団体連合会／(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会／
(一社)日本木質ペレット協会／(公社)日本木材保存協会／日本輸入木工機械協会／(一社)林業機械化協会

■協賛 (申請予定)

(株)中部経済新聞社／(株)日刊工業新聞社名古屋支社／(株)木材工業新聞社／(株)日刊木材新聞社／(株)林経新聞社／
(株)NJS日本住宅新聞社／(株)ウッドミック／(株)エルエルアイ出版

■会場

ポートメッセなごや(名古屋市国際展示場) 第2・3展示館、屋外展示場、〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭2丁目2番地

■会期・時間

2021年10月7日(木)～10月10日(日) 4日間 9時～17時。最終日10日は15時まで。

■入場料

無料 ※ただし、本展に入場する者は所定の登録を要する。※15歳以下の場合は保護者を要する。

■事務局

一般社団法人 日本木工機械工業会

〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目11番39号 電話 (052) 261-7511 FAX (052) 261-7512

e-mail: mokkiten@j-w-m-a.jp URL: <https://mokkiten.com>

主なスケジュール (2021年)

※状況により変更することがあります。

2～3月	◆第1期 出展申込締切(2月15日) ◆申込金納入(期限3月19日)
4～5月	◆第2期 出展申込締切(4月15日) ◆申込金納入(期限5月19日) ◆出展者情報のWeb登録開始
6月	◆残額出展料納入(期限6月28日) ◆技術優秀賞の申請 ◆(事務局より) 出展マニュアル送付、小間位置通知
7月	◆搬入出の届出書類提出 ◆(事務局より) 搬入出の指定開始日・時間帯の通知
8月	◆各種申込書類の提出
10月3日(日)～5日(火)	◆車両乗入を伴う計画搬入・設営 *開始日時は出展者ごとに主催者より指定される。
10月6日(水)	◆手運び搬入、設営
10月7日(木)～10日(日) 会期	
10月10日(日)～11日(月)	◆手運び搬出(10日のみ) ◆車両乗入を伴う計画搬出・撤去 *開始日時は出展者ごとに主催者より指定される。
11月	◆各種関係費用納入

出展要項

1 出展物

日本木工機械展/MokkitenJapan2021(以下、「本展」という。)に出展できるものは、実行委員会が、次の範囲に基づいて認めたものとする。

- 1) 木材加工機械・林業機械および木質系再利用機器ならびに関連製品等とする。
- 2) あきらかに他社製の模倣と見做されるものは出展できない。
- 3) 特許係争中のものは出展できない。
- 4) 本展の趣旨にそぐわないものは出展できない。

2 出展者

第1項1)の製造業者、流通業者、団体等とする。

3 基本小間

1小間(3m × 3m=9m²)を申込基本単位とする。
ただし小間割の都合上、これによらない場合がある。
*側壁・後壁パネルを設置する場合は芯々のサイズとなる。

4 出展申込方法と出展料

- 1) 出展の申込は、申込期を2期に分けて実施する。ただし、期限内であっても予定小間数になり次第、出展の申込を締切る。
第1期申込:2021年1月～2月15日
第2期申込:2021年2月16日～4月15日
- 2) 出展の申込方法は、本展公式Webサイトの出展申込フォーム等より各期の締切日までに、「出展申込書」を本展主催者事務局(以下、「事務局」という。)に提出するものとする。
- 3) 事務局は「出展申込書」を確認後、「申込受付書」を出展担当者に送り、申込受付完了とする。
- 4) 出展申込者は、公式Webサイト上の「出展者情報」を、別途案内する方法・期日に従い、Webサイトにて各自が入力し登録するものとする。
- 5) 申込期及び申込小間数ごとの1小間あたりの出展料(税別)は、以下のとおりとする。

◆屋内・第3展示館

1小間あたりの出展料	申込期	第1期 (~2/15)	第2期 (2/16～4/15)
1小間申込の場合		¥330,000	¥345,000
2小間申込の場合	1小間あたり	¥275,000	¥287,500
3小間以上申込の場合	1小間あたり	¥220,000	¥230,000

◆屋内・第2展示館

1小間あたりの出展料	申込期	第1期 (~2/15)	第2期 (2/16～4/15)
一律	1小間あたり	¥150,000	¥160,000

◆屋外

1小間あたりの出展料	申込期	第1期 (~2/15)	第2期 (2/16～4/15)
1小間申込の場合		¥195,000	¥210,000
2小間申込の場合	1小間あたり	¥162,500	¥175,000
3小間以上申込の場合	1小間あたり	¥130,000	¥140,000

*第3展示館および屋外小間を申込む(一社)日本木工機械工業会の正会員、賛助会員は、会員割引が別途適用される。第2展示館は会員割引は適用されない。

- 6) 第2展示館では、機械の実演および来場者の怪我の危険性がある機械鋸、刃物、工具等の展示物の出展を禁止する。
- 7) 屋内と屋外の両方に出展し、その合計小間数が5小間以上となる場合の1小間あたりの出展料は、屋内・屋外それぞれの3小間以上の料金とする。
- 8) 出展者の都合による申込受付完了後の小間数追加分の出展料は、変更申込期の料金が適用される。ただし、小間数追加申込は申込期限内に限り、対応できない場合もある。

- 9) 屋内小間の出展料には、小間のスペース使用、基本装飾、基本電気工事、Webサイトへの情報掲載、広報ツールが含まれる。
- 10) 屋外小間の出展料には、小間のスペース使用、Webサイトへの情報掲載、広報ツールが含まれる。小間の基本装飾、基本電気工事、屋根は含まれない。
- 11) 出展に伴う荷役作業、追加電気工事、電気使用、給排水、工アーバー供給、備品レンタル、通信回線契約等を本展指定業者に申し込む出展者には、『出展マニュアル』等に定める料金が発生し、主には会期終了後に事務局または指定業者から請求される。なお振込手数料は出展者の負担とする。

5 出展料の納入

- 1) 第4項3)の申込受付完了後、出展者は主催者が発行する請求書に基づき、出展申込金(出展料に充当する)を内金として納入しなければならない。

屋内・第3展示館/屋外申込者	1小間あたり	¥100,000(税別)
屋内・第2展示館申込者	1小間あたり	¥50,000(税別)

納入期限は、第1期申込者は2021年3月19日とし、第2期申込者は同年5月19日とする(予定)。なお、振込手数料は出展者の負担とする。

- 2) 出展者は、主催者が発行する請求書に基づき、出展料の総額から出展申込金を差引いた残額を、2021年6月28日までに納入しなければならない。なお、振込手数料は出展者の負担とする。

6 出展料の返還

- 1) 出展申込金を含む既納の出展料は返還されない。ただし、主催者の都合により本展を中止した場合は、その時点までに要した総経費を差引いた残額を当該出展者に公正に返還する。
- 2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のために会場使用が禁止される等により開催を中止した場合は、既納の出展料の全額を当該出展者に返還する。
- 3) 申込状況により第2展示館の使用を中止する場合がある。その場合、主催者は4月20日までに当該出展申込者に通知する。当理由により、主催者の指定日までに出展キャンセルの申し入れをした当該出展申込者に対して、主催者は既納の出展料の全額を返還する。

7 小間位置の決定と売買・譲渡・転貸・交換の禁止

- 1) 小間の位置は、以下の小間割の原則および出展規模、出展物の種別等を総合的に勘案のうえ、実行委員会が決定する。出展者へは、小間割図をもって通知する(2021年6月予定)。出展者は小間の位置について異議・変更の申し出を行うことはできない。
 - ・原則、1～3小間は横単列配置
 - ・原則、4小間以上は横単列か、一列10小間以下の複数列配置ただし、これによらない場合がある。
- 2) 出展者は割当てられた小間を第三者に売買、譲渡、貸与または出展者間で交換することはできない。

8 出展マニュアル

本展への出展準備、搬入出および会期中の運営に関する諸規定や手続き等の詳細、小間割図等を記載した『出展マニュアル』を、事務局より出展者に配布する(2021年6月予定)。出展者は、本要項および『出展マニュアル』、その他実行委員会が規定するものを遵守しなければならない。

9 搬入・搬出

- 1) 出展者は、『出展マニュアル』に沿って「搬入出届」を期日までに事務局に提出するものとする。

- 2) 主催者は、上記届に基づき調整し、車両乗入を伴う出展者に対して、以下の期間内で搬入出開始日・時間帯を計画、決定する。事務局は各出展担当者に指定の開始日・時間帯を通知する。当該出展者はその指定に従うものとする。

車両乗入搬入期間 10月3日(日)～5日(火)

車両乗入搬出期間 10月10日(日)17:30頃～11日(月)
※手運び搬入出日は前頁参照。

- 3) 出展物・装飾品の輸送および搬入、搬出にかかる費用は、当該出展者の負担とする。
- 4) 小間内における荷役作業が必要な出展者は、『出展マニュアル』に定める手続きを取り、本展指定業者に有料にて依頼することができる。
- 5) その他、搬入・搬出の方法、手順等について、出展者は『出展マニュアル』の規定に従うものとする。

10 展示・装飾

- 1) 屋内小間には、基本装飾を本展指定業者において主催者が施す。基本装飾とは、隣接小間との仕切壁のシステムパネル、スタンダード社名板をいう。ただし、小間割の都合上または出展者の希望により、設置しない場合がある。
- 2) 出展者の負担により、以下の主な規定内で特別装飾を施すことができる。
- ① 特別装飾の施工は、割当てられた出展小間のスペース内で行わなければならない。
 - ② 特別装飾は、消防法に基づいたものでなければならない。構造物の高さ制限はないが、2階建ては造れない。また、隣接する小間へ配慮したものでなければならない。
 - ③ 主催者は、規定に違反する特別装飾についてやり直しを命ずることができる。その費用は当該出展者の負担とする。
 - ④ その他、出展者は『出展マニュアル』の規定に従わねばならない。

11 電気供給

- 1) 動力用電力(三相)は200V60Hz、照明用電力(単相)は100V60Hzである。
- 2) 電気供給を必要とする出展者は、所定の期日までに、『出展マニュアル』に定める申し込みを要する。
- 3) 屋内小間の動力および照明等に使用する電気の総容量が申請1小間あたり5kWまでの一次側電気幹線工事(基本電気工事)は、本展指定業者において主催者が施す。この割当容量を超える分にかかる工事費用は、各当該出展者の負担とする。その他特別の費用を要する場合は、当該出展者の負担とする。
- 4) 屋外小間の一次側電気幹線工事費はすべて、当該出展者の負担とする。
- 5) 屋内・屋外小間で必要な二次側電気配線工事の費用はすべて、当該出展者の負担とする。
- 6) 屋内・屋外小間で三相(200V)を要する場合、および屋外小間で単相(100V)を要する場合、出展者は漏電ブレーカーを各1基設置しなければならない。その設置費用は、当該出展者の負担とする。
- 7) 電気使用料金は、当該出展者の負担とする。
- 8) 各料金は、『出展マニュアル』等に定める。

12 実演

- 1) 出展物の実演は、出展者の責任により、小間内に限り、以下の主な規定内で行うことができる。
 - ① 防火、防煙、防音、防塵、防臭、防熱、感染症対策、人体及び財物に対する安全確保に十分な対策を講じること。
 - ② その他、出展者は『出展マニュアル』の規定に従わねばならない。

- 2) 主催者は、入場状況および諸事情により出展物の実演の制限または中止を求めることがある。
- 3) 会場に常設の集塵および圧縮空気の設備はない。
- 4) 出展者は会場にコンプレッサーの持込はできない。ただし、出展者は、小間内のエアー供給配管工事を、『出展マニュアル』に定める手続きを取り、本展指定業者において有料にて施すことができる。
- 5) 出展者は、小間内の給排水設備工事を、『出展マニュアル』に定める手続きを取り、本展指定業者において有料にて施すことができる。汚水・汚物の排水は禁止する。

13 各種備品のレンタル

出展者は、『出展マニュアル』に定める手続きを取り、本展指定業者から、有料にて各種備品を借りることができる。小間内に固定電話／ファックスおよびインターネット回線も、有料にて一時契約・設置できる。

14 禁止行為

- 1) 自社割当小間以外でのパンフレット、粗品等の配布、アンケート等の営業活動、資材等の放置は禁止する。
- 2) 会期中の出展物の即売や撤去は禁止する。ただし、書籍やすぐに補充できる携帯可能なものを除く。

15 会場の管理

主催者は、会場全体を管理する。ただし、各小間の管理および廃棄物の処理は、当該出展者が自己の責任と費用において行うものとする。

16 出展物の保全

- 1) 出展者は、自己の出展物を自らの責任と費用において保全する。ただし、保税品は、主催者と当該出展者が共同で保全にあたる。
- 2) 主催者は、盗難、損失、損傷、火災、その他天災等を原因とする出展物の損害に対して一切の補償責任を負わない。

17 損害賠償

出展者およびその関係者が、他出展者の小間、主催者の運営設備、会場の設備および人身的損害を与えた場合、当該出展者の責任と費用において賠償するものとし、主催者は一切責任を負わない。

18 保税展示場

外国からの直接出展物が相当数ある場合は、本展を保税展示場として運営することがある。

19 技術優秀賞

別に定める技術優秀賞の規定に基づき、申請された出展物の中から優秀と認めたものを顕彰する。技術優秀賞の受賞者の発表および贈賞式は、会期中に行う。

申請期間(予定):6月～7月23日

20 併催事業

主催者は、併催事業を行うことがある。

21 広報

主催者は、主に次により広報・宣伝する。

ポスター／パンフレット／公式Webサイト／新聞・雑誌等／有力な海外展とのブース交換 他

22 天災等による開催の中止・変更

主催者は、天災その他やむを得ない不可抗力による事由により開催の中止または変更をすることがある。それによって生じる出展者の損害を主催者は補償しない。

以上



日本木工機械工業会は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

主催

一般社団法人 日本木工機械工業会

〒460-0011 名古屋市中区大須4-11-39 TEL (052) 261-7511 FAX (052) 261-7512
E-mail : mokkiten@j-w-m-a.jp <https://mokkiten.com/>